

パーキングパーミット制度等に関する 都道府県向けアンケート調査の 結果報告等

国土交通省 総合政策局
安心生活政策課
平成31年2月

アンケート実施概要

■実施対象

- ・調査対象：47都道府県
- ・回答率：97.8%

■アンケート実施期間

- ・調査期間：2018年12月18日～2019年2月1日

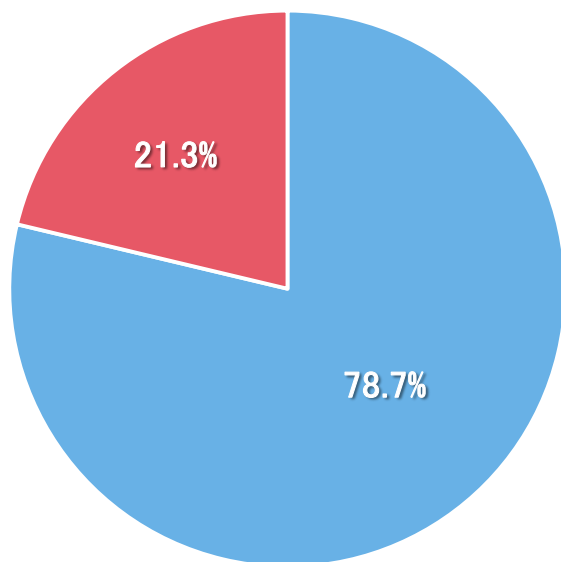
アンケート項目

アンケート項目		
制度導入の有無	制度導入の有無について	
制度導入地方公共団体	制度の基礎情報	利用対象者の要件、対象となる施設、駐車区画数等について
	制度の運用実態	利用証の取扱、事務負担、不正利用防止・区画確保の取組等について
制度未導入地方公共団体	制度の導入意向	制度の導入予定の有無等について
全地方公共団体		障害者等用駐車区画の不適正利用防止の取組、罰則について
その他の適正利用方策		パーキングパーミット制度以外の取組とその成果・課題等について

パーキングパーミット制度の導入状況

- 平成18年に佐賀県で導入されて以来、全都道府県のうち37府県で導入されている。
- 未導入の地方公共団体のうち、3市が独自に導入している。
(埼玉県 川口市、埼玉県 久喜市、沖縄県 那覇市)

■ パーキングパーミット制度の導入有無 (N=47)



■ 導入している ■ 導入していない

■ 制度を導入している都道府県一覧

No	府県名	導入時期	No	府県名	導入時期
1	佐賀県	H18/07	20	京都府	H23/09
2	熊本県	H19/01	21	茨城県	H23/10
3	山形県	H19/06	22	福岡県	H23/12
4	長崎県	H19/08	23	大分県	H23/12
5	福井県	H19/10	24	新潟県	H24/01
6	栃木県	H20/09	25	宮崎県	H24/02
7	島根県	H20/12	26	兵庫県	H24/04
8	福島県	H21/07	27	三重県	H24/10
9	徳島県	H21/07	28	山梨県	H24/11
10	群馬県	H21/08	29	静岡県	H25/02
11	鳥取県	H21/10	30	滋賀県	H25/05
12	鹿児島県	H21/11	31	大阪府	H26/02
13	岩手県	H22/04	32	石川県	H27/11
14	愛媛県	H22/07	33	奈良県	H28/01
15	山口県	H22/08	34	和歌山県	H28/01
16	岡山県	H22/12	35	長野県	H28/04
17	高知県	H23/02	36	秋田県	H28/10
18	香川県	H23/05	37	宮城県	H30/09
19	広島県	H23/07			

パーキングパーミット制度の対象となり得る人数等

- パーキングパーミット制度の対象となり得る人数は、約10万人～20万人程度が多い。
- 対象となり得る人数に対し、全国平均では約25%の者が利用証を保持しており、最も多いところでは約半数の者が利用証を保持しているところもある。

■ 制度を導入している都道府県一覧

No	府県名	対象になり得る人数	利用証の延べ発行数	発行割合	No	府県名	対象になり得る人数	利用証の延べ発行数	発行割合
1	岩手県	123,205人	12,934枚	10.5%	20	奈良県	126,456人	2,241枚	1.8%
2	宮城県	182,335人	1,952枚	1.1%	21	和歌山県	103,647人	5,654枚	5.5%
3	秋田県	103,918人	4,422枚	4.3%	22	鳥取県	63,188人	17,066枚	27.0%
4	山形県	不明	30,977枚	—	23	島根県	87,199人	10,829枚	12.4%
5	福島県	181,654人	65,313枚	36.0%	24	岡山県	165,855人	42,723枚	25.8%
6	茨城県	208,479人	92,222枚	44.2%	25	広島県	239,756人	76,827枚	32.0%
7	栃木県	不明	66,769枚	—	26	山口県	164,024人	53,061枚	32.3%
8	群馬県	152,258人	78,522枚	51.6%	27	徳島県	不明	15,508枚	—
9	新潟県	216,949人	82,349枚	38.0%	28	香川県	100,150人	8,931枚	8.9%
10	石川県	38,567人	4,552枚	11.8%	29	愛媛県	153,189人	40,988枚	26.8%
11	福井県	31,796人	12,993枚	40.9%	30	高知県	94,677人	14,389枚	15.2%
12	山梨県	63,971人	31,031枚	48.5%	31	福岡県	不明	不明	—
13	長野県	不明	20,825枚	—	32	佐賀県	76,345人	54,677枚	71.6%
14	静岡県	不明	24,889枚	—	33	長崎県	142,204人	25,192枚	17.7%
15	三重県	138,491人	59,086枚	42.7%	34	熊本県	191,635人	45,427枚	23.7%
16	滋賀県	38,124人	6,687枚	17.5%	35	大分県	112,732人	19,045枚	16.9%
17	京都府	275,165人	15,505枚	5.6%	36	宮崎県	95,346人	31,195枚	32.7%
18	大阪府	不明	不明	—	37	鹿児島県	144,521人	41,192枚	28.5%
19	兵庫県	480,966人	不明	—					

パーキングパーミット制度の利用対象者

- 身体障害者区分の等級など、利用対象者の要件は地方公共団体によって異なる。
- 利用証の有効期限も地方公共団体によって異なる。

■ 身体障害者手帳に基づく利用対象者

(参考:平成29年度調査研究時の結果)

身体障害区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	該当なし	有効期限		1級	2級	3級	4級	5級	6級	該当なし
									(最短)	(最長)							
視覚障害		36	36	36	36 (※3)	—	—	—	3年	無期限	36	36	36	36 (※1)	—	—	—
聴覚障害	聴覚障害(※1)		21	21	—		1	14	3年	無期限		20	20	—		—	16
	平衡機能障害			36		33		—	3年	無期限			36		34		—
音声言語機能障害				—	—			36	—	—			—	—			36
肢体不自由	上肢	36	36 (※4)	5	5	—	—	—	3年	無期限	36	36 (※2)	5	5	—	—	—
	下肢	36	36	36	36	34	34	—	3年	無期限	36	36	36	36	34	34	—
	体幹	36	36	36		33		—	3年	無期限	36	36	35		32		—
脳原性運動機能障害	上肢機能(※2)	35	35	2	2	—		—	3年	無期限	36	36	3		2		—
	移動機能	35	35	35	33	32	32	—	3年	無期限	36	36	36	34	34	34	—
心臓、腎臓、呼吸器、膀胱又は直腸、小腸、肝臓の障害	心臓機能障害	36		36	34			—	3年	無期限	36		36	34			—
	腎臓機能障害	36		36	34			—	3年	無期限	36		36	34			—
	呼吸器機能障害	36		36	34			—	3年	無期限	36		36	34			—
	膀胱又は直腸機能障害	36		36	34			—	3年	無期限	36		36	34			—
	小腸機能障害	36		36	34			—	3年	無期限	36		36	34			—
	肝臓機能障害	36	35	36	32			—	3年	無期限	36		36	33			—
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		36	36	36	34			—	3年	無期限	36	36	35	34			—

※1 和歌山県のみ聴覚障害に平衡機能障害を含む
 ※2 和歌山県のみ上肢機能に移動機能を含む
 ※3 静岡県のみ4級の1までが対象
 ※4 静岡県のみ2級の2までが対象

※1 静岡県のみ4級の1までが対象
 ※2 静岡県のみ2級の2までが対象

パーキングパーミット制度の利用対象者

■その他の利用対象者

(参考:平成29年度調査研究時の結果)

	要介護					要支援		該当なし
	5	4	3	2	1	2	1	
高齢者	36	36	36	36	33	5	4	—

	A1	A2	B1	B2	C	該当なし
知的障害	36	36	1	1	—	—

	1級	2級	3級	該当なし
精神障害	32	1	—	4

	特定疾患医療受給者	特定医療費(指定難病)受給者	小児慢性特定疾患医療受給者	その他	該当なし
難病患者	32	31	27	7	—

	母子手帳取得時～	妊娠7ヶ月～	～産後3ヶ月	～産後6ヶ月	～産後1年	～産後1年半(※3)	～産後1年半以上(※4)	該当なし
妊産婦	21	9	7	2	2	2	0	—

※1 山梨県、長野県は上記分類のほか、発達障害も対象
 ※2 歩行困難であることを要件にしている県もある(茨城県等)
 ※ 妊産婦については、但し書きのない地方公共団体は全て母子手帳取得時～に計上

	車椅子・杖使用者等移動配慮者
けが人	33(※5)

※5 交付要件は現に車椅子等を使用している場合や、医師の診断が必要な場合等がある

有効期限	
最短	最長
3年	無期限

最短	最長
3年	無期限

最短	最長
3年	無期限

最短	最長
3年	5年

最速	最長
—	—

最短	最長
1年以内	5年

要介護					要支援		該当なし
5	4	3	2	1	2	1	
36	36	36	36	32	4	4	—

A1	A2	B1	B2	C	該当なし
36	36	1	1	0	—

1級	2級	3級	該当なし
32	1	0	4

全ての疾病	特定疾患医療受給者	特定医療費(指定難病)受給者	小児慢性特定疾患医療受給者	該当なし
2	31	22	20	—

母子手帳取得時～	妊娠7ヶ月～(※1)	～産後3ヶ月(※2)	～産後6ヶ月	～産後1年	～産後1年半(※3)	～産後1年半以上(※4)	該当なし
11	36	36	20	17	6	1	—

※1 宮崎県は産前4カ月前から対象としている
 ※2 妊娠7カ月～産後3カ月の地方公共団体のうち、岩手県は有効期限を出産予定日の前後12週間、熊本県と鹿児島県は有効期限を1年未満としている
 ※3 山梨県では、出産後は1歳6カ月以下の乳幼児と同伴の場合に限る
 ※4 長野県では、母子健康手帳を取得した者、産後は2歳未満の子どもを同伴する場合に限る

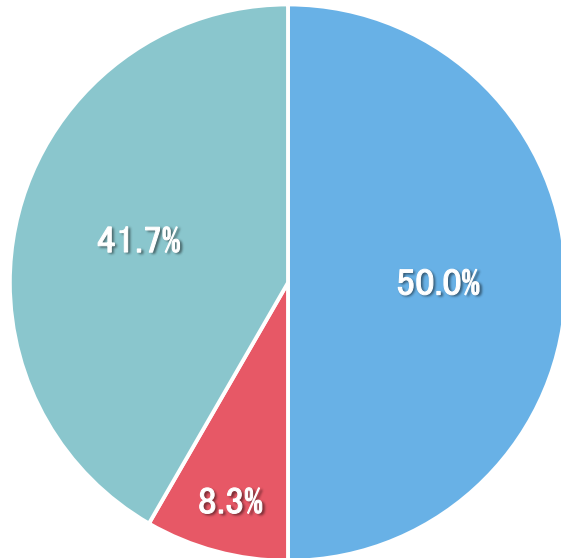
車椅子・杖使用者等移動配慮者
33(※5)

※5 交付要件は現に車椅子等を使用している場合や、医師の診断が必要な場合等がある

利用証交付までの日数

- 半数以上の地方公共団体が即日交付と回答。
- 申請状況により異なると回答した地方公共団体の多くは、窓口での直接申請の場合は即日交付と回答しており、それ以外の状況により日数が異なる場合が多い。

■ 申請書受理後、交付までに要する日数 (N=36)



■ 即日 ■ 5日以上 ■ 申請状況により異なる

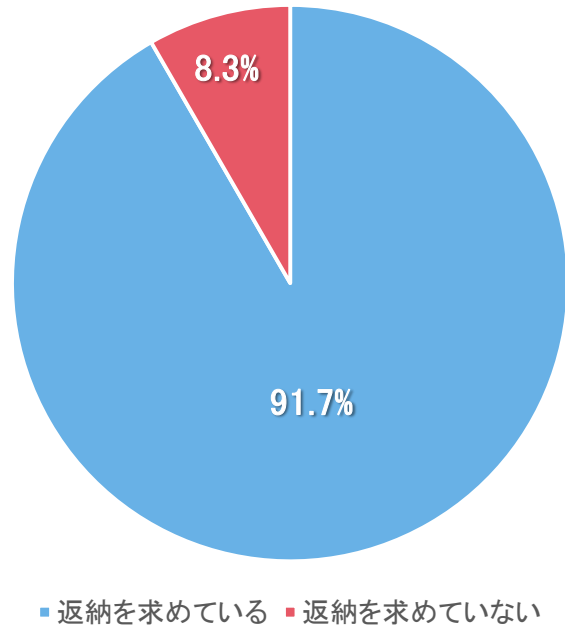
■ 申請状況により異なる主な理由

- 原則として月曜日～金曜日に1週間分を受付し、翌月曜日に起案して火曜日に送付しているため。
- 市町村等に申請した場合は、申請から2週間程度を要するため。
- 郵送・メール・FAX等で申請の場合は1日～2週間程度を要するため。
- 郵送による申請の場合は1～2週間程度を要するため。
- 受付のみ行っている市町があり、郵送対応となることから2～3週間程度を要するため。
- 交付対象となる期間以前に申請書を提出する妊産婦がいるなど、申請者ごとに交付に要する日数が異なるため。

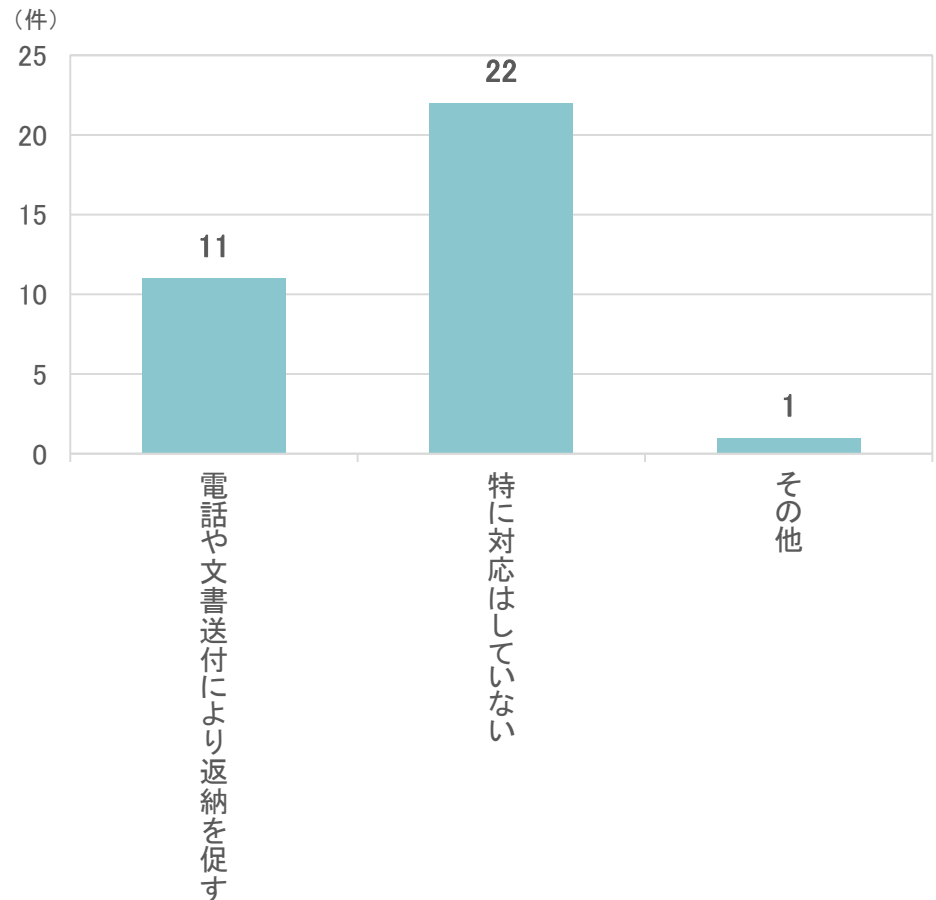
有効期間満了後の利用証の取扱

- ほとんどの地方公共団体が、有効期間満了後に利用証の返納を求めている。
- ただし、利用証が返納されない場合であっても特に対応を行っていない地方公共団体が多い。

■ 有効期間満了後の利用証の取り扱い (N=36)



■ 返納しない者に対する対応 (N=34)



パーキングパーミット制度の利用対象施設

- 利用対象施設としては、「官公庁・公共施設」「医療・福祉施設」「大型スーパーマーケット・ホームセンター等」が多い。

■ 制度の利用対象施設(1/2) (※データのある地方公共団体のみ記載)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	官公庁・公共施設	医療・福祉施設	大型スーパーマーケット・ホームセンター等	観光・宿泊施設	スポーツ施設・公園	銀行・郵便局	その他商業施設等	コンビニエンスストア・ドラッグストア	駅・空港・道の駅(港)	駐車場	飲食店	その他
岩手県	203	86	107	14	40	4	7	1	6	2	3	6
宮城県	155	9	116	3	23	8	1	13	—	7	—	—
秋田県	285	85	99	30	83	26	31	—	21	3	5	3
山形県	321	30	87	5	20	40	6	—	13	12	2	96
福島県	475	221	440	16	—	—	—	—	—	—	—	55
栃木県	324	51	96	8	72	41	15	66	11	32	2	31
群馬県	439	83	142	7	—	39	90	39	—	—	1	12
新潟県	299	51	312	6	4	100	4	1	6	3	7	10
石川県	106	20	74	20	20	27	1	10	9	5	1	4
福井県	346	215	290(③～⑫の合計値)									
山梨県	269	14	27	1	31	58	3	3	12	3	0	0
長野県	935(集計の施設分類が異なるため合計値を記載)											
静岡県	534	130	32	13	11	193	655	⑦に含む	—	—	25	54
三重県	852	94	143	25	89	140	254	489	12	25	16	11
京都府	467	152	136	75	68	155	154	159	17	19	25	57
大阪府	531(この区分での集計を行っていないため合計値を記載)											
兵庫県	1,829(施設区分ごとの施設数を把握していないため合計値を記載)											
奈良県	260	22	14	11	40	6	4	8	5	22	—	3

パーキングパーミット制度の利用対象施設

- 利用対象施設としては、「官公庁・公共施設」「医療・福祉施設」「大型スーパーマーケット・ホームセンター等」が多い。

■ 制度の利用対象施設(2/2) (※データのある地方公共団体のみ記載)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	官公庁・公共施設	医療・福祉施設	大型スーパーマーケット・ホームセンター等	観光・宿泊施設	スポーツ施設・公園	銀行・郵便局	その他商業施設等	コンビニエンスストア・ドラッグストア	駅・空港・道の駅(港)	駐車場	飲食店	その他
鳥取県	178	167	227	30	22	34	③に含む	③に含む	5	①に含む	③に含む	53
島根県	91	45	34	29	28	27	5	14	12	1	1	—
岡山県	248	153	211	46	58	120	54	44	15	13	5	47
広島県	749	223	160	20	117	39	44	42	30	59	2	21
山口県	626	100	279	17	0	36	0	0	2	0	0	28
徳島県	305	31	71	4	4	37	53	86	1	9	5	6
香川県	198	63	11	27	80	141	152	7	9	8	1	86
愛媛県	495	10	159	2	3	79	8	1	10	1	1	6
高知県	249	131	25	53	66	53	279	237	29	0	27	51
福岡県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
佐賀県	1,864(集計の施設分類が異なるため合計値を記載)											
長崎県	263	187	55	18	51	40	37	46	8	4	4	3
熊本県	693	258	821	68	①に含む	141	③に含む	③に含む	29	⑫に含む	③に含む	143
大分県	460	121	63	33	1	158	104	136	6	5	25	32
宮崎県	309	195	125	66	63	126	45	144	17	12	20	23
鹿児島県	609	259	35	120	89	99	592	28	12	6	26	—

パーキングパーミット制度の対象となる駐車区画数

- 制度を導入している地方公共団体の多くが、幅3.5m未満より幅3.5m以上の駐車区画を多く確保している。

■ 制度を導入している地方公共団体における駐車区画数（※データのある地方公共団体のみ記載）

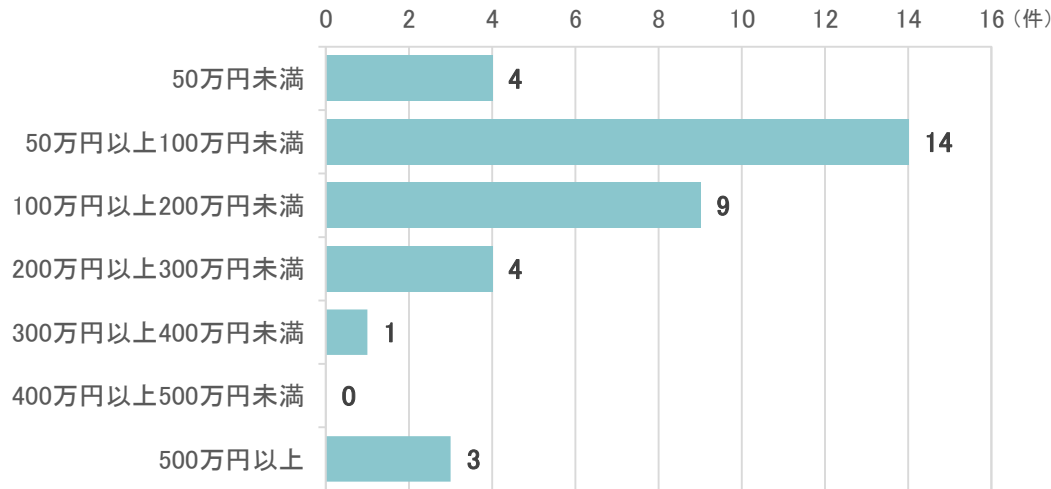
	区画数合計	幅3.5m以上	幅3.5m未満		区画数合計	幅3.5m以上	幅3.5m未満
岩手県	1,002	—	—	奈良県	1,426	751	675
宮城県	1,090	696	394	和歌山県	1,552	1,284	268
秋田県	1,904	1,172	732	鳥取県	716	—	—
山形県	632	—	—	島根県	287	—	—
福島県	2,532	2,532	—	岡山県	2,261	2,051	210
茨城県	—	—	—	広島県	3,926	3,186	740
栃木県	2,067	1,639	428	山口県	2,283	1,407	876
群馬県	2,241	2,241	—	徳島県	1,202	—	—
新潟県	1,932	1,676	256	香川県	—	—	—
石川県	1,183	832	351	愛媛県	1,980	758	409
福井県	—	—	—	高知県	2,103	1,629	474
山梨県	—	—	—	福岡県	—	—	—
長野県	3,256	1,953	1,303	佐賀県	—	—	—
静岡県	1,647	—	—	長崎県	1,256	—	—
三重県	4,329	3,112	1,217	熊本県	—	—	—
滋賀県	741	356	385	大分県	2,279	1,675	604
京都府	2,876	2,237	639	宮崎県	2,785	1,594	1,191
大阪府	2,030	1,205	825	鹿児島県	3,858	—	—
兵庫県	4,631	3,387	1,244				

※ 愛媛県は幅不明の813区画を含む

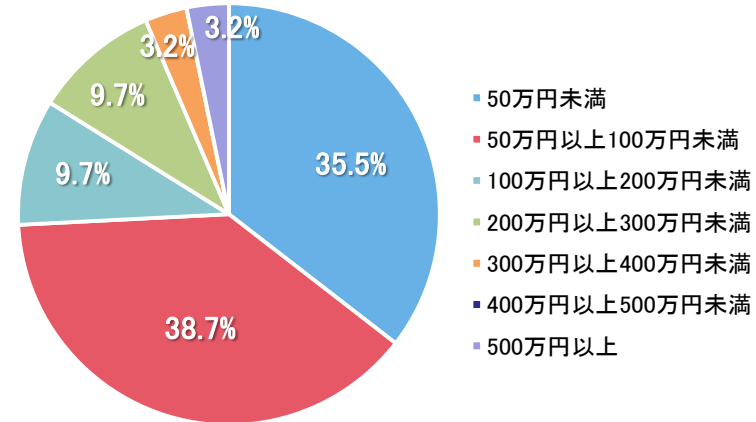
パーキングパーミット制度の必要経費

- 年間必要経費は50万円以上100万円未満が最も多い。
- 平均すると経費の7割近くが利用証交付に係るものとなっている。
- 普及啓発等、利用証交付以外には多くの経費をかけていない地方公共団体が多い。

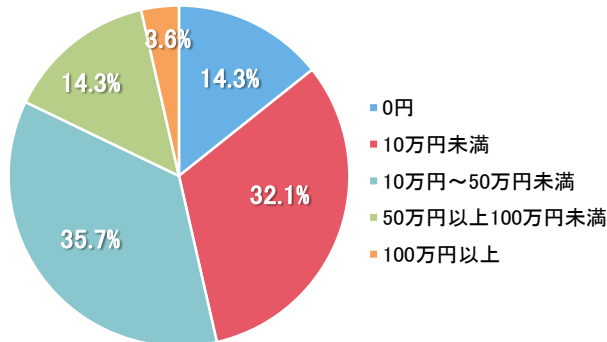
■ PP制度の年間必要経費 (N=32)



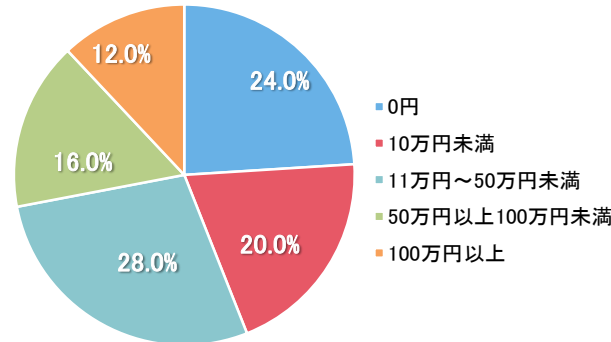
■ 経費のうち利用証交付に係るもの (N=28)



■ 経費のうち普及啓発に係るもの (N=25)



■ その他の経費 (N=22)



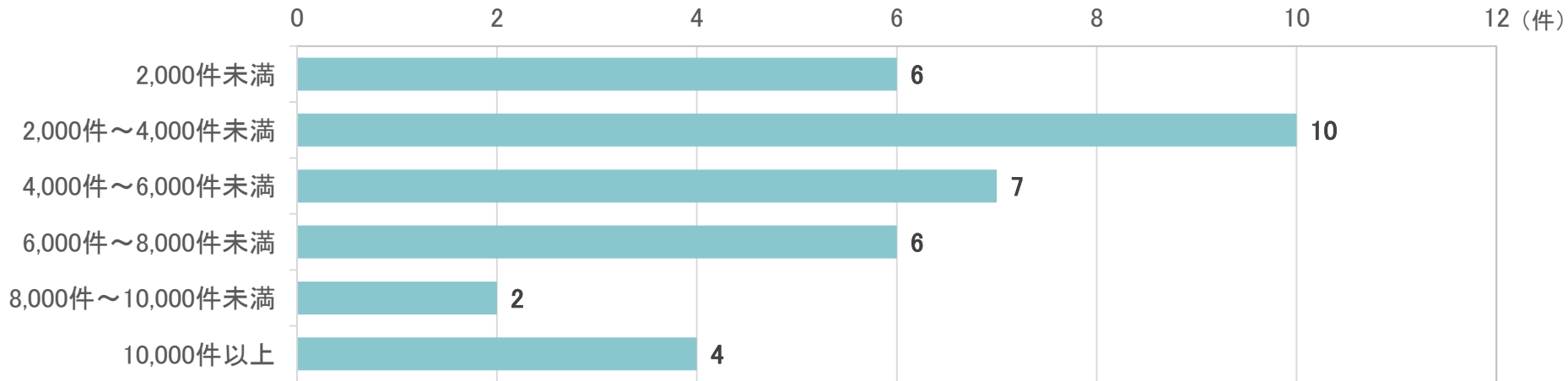
その他の経費の主な内容

- 駐車区画表示ステッカーの作成及び郵送費。
- リーフレットの作成及び郵送費。(数年ごとに作成)
- 職員の旅費交通費。
- 推進員(非常勤職員)の人件費等。

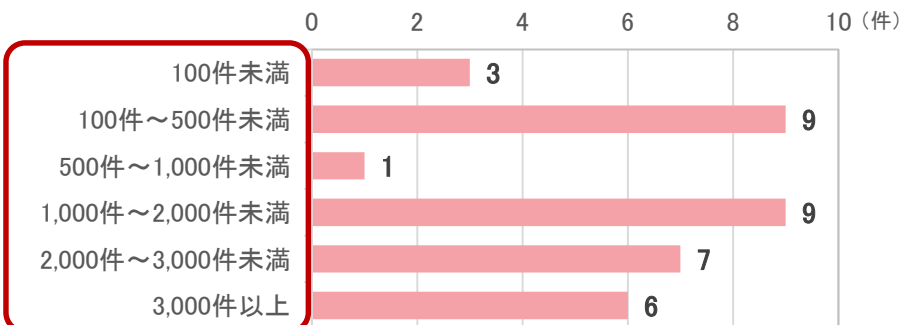
パーキングパーミット制度の手続事務件数

- 年間の手続き事務件数は多くが6,000件未満だが、中には10,000件以上を扱う地方公共団体もある。
- 府県が担当する件数より、市町が担当する件数のほうが多い。

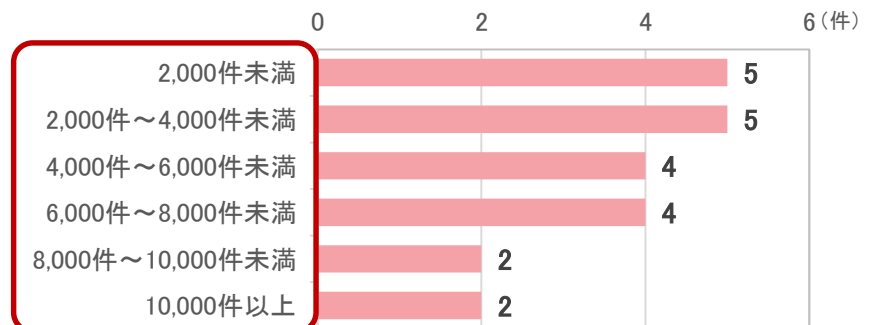
■ 申請受理や交付手続き事務の件数 (N=32)



■ 県が手続きを行っているもの (N=32)



■ 市町が手続きを行っているもの (N=19)



(※市町が手続きを行っていない15件を除く)

パーキングパーミット制度の運営担当者数(府県の担当者数)

- 運営担当者数は、地方公共団体によって異なっている。

■ 府県における申請受理や交付手続き事務の担当人数(1/2) (※データのある地方公共団体のみ記載)

	制度企画・運用			協力施設開拓			交付事務			その他			合計
	常勤	非常勤	その他	常勤	非常勤	その他	常勤	非常勤	その他	常勤	非常勤	その他	
岩手県	1	—	—	9	1	1	7	11	2	8	12	3	55
宮城県	2	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	4
秋田県	1	1	—	1	1	—	1	1	1	—	1	—	8
山形県	3	—	—	3	—	—	19	3	—	—	—	—	28
福島県	4	—	—	4	—	—	4	—	—	—	—	—	12
茨城県	1	—	—	—	—	—	1	—	—	3	—	—	5
栃木県	1	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	3
群馬県	1	—	—	1	—	—	11	—	—	—	—	—	13
新潟県	1	—	—	1	—	—	1	1	—	—	—	—	3
石川県	1	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	3
福井県	1	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	3
山梨県	1	—	—	1	—	—	4	—	—	—	—	—	6
静岡県	1	1	—	1	1	—	9	1	—	—	—	—	14
三重県	4	—	—	4	—	—	13	2	—	—	—	5	28
京都府	3	1	—	—	1	—	21	11	—	1	1	—	39
大阪府	1	1	—	1	—	—	1	1	—	—	—	—	5
兵庫県	1	1	—	1	1	—	1	1	—	—	—	—	6
奈良県	1	—	—	1	—	—	1	2	—	—	—	—	5
和歌山県	2	—	—	10	—	—	14	1	1	—	—	—	28

※ 岩手県のその他は、申請相談、更新案内、月例報告を行う担当者等を含む

※ 山形県の交付事務は、各総合支庁の担当者を含む

※ 三重県の交付事務は、9事務所の担当者を含む

※ 京都府の交付事務は、各保健所及び家庭支援総合センターの担当者を含む

※ 和歌山県の交付事務は、各振興局の健康福祉部の担当者を含む

パーキングパーミット制度の運営担当者数(府県の担当者数)

■府県における申請受理や交付手続き事務の担当人数(2/2) (※データのある地方公共団体のみ記載)

	制度企画・運用			協力施設開拓			交付事務			その他			合計
	常勤	非常勤	その他	常勤	非常勤	その他	常勤	非常勤	その他	常勤	非常勤	その他	
鳥取県	1	—	—	1	—	—	1	—	—	3	—	—	6
島根県	1	—	—	1	—	—	1	1	—	—	—	—	4
岡山県	1	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	3
広島県	1	1	—	1	1	—	1	1	—	—	—	—	6
山口県	8	—	—	1	—	—	8	—	—	—	—	—	17
徳島県	2	—	—	2	—	—	21	4	2	—	—	—	31
香川県	1	—	—	1	—	—	1	1	1	—	—	—	5
愛媛県	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	2
高知県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
福岡県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
佐賀県	3	—	—	3	—	—	3	—	—	—	—	—	9
長崎県	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1
熊本県	1	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	3
大分県	1	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	3
宮崎県	1	1	—	1	1	—	1	1	—	—	—	—	6
鹿児島県	1	2	—	1	2	—	14	2	—	—	—	—	22

※ 山口県の制度企画・運用、交付事務は県庫福祉センター等の出先機関の担当者を含む

※ 徳島県の交付担当事務は、各総合県民局等の出先機関の担当者を含む

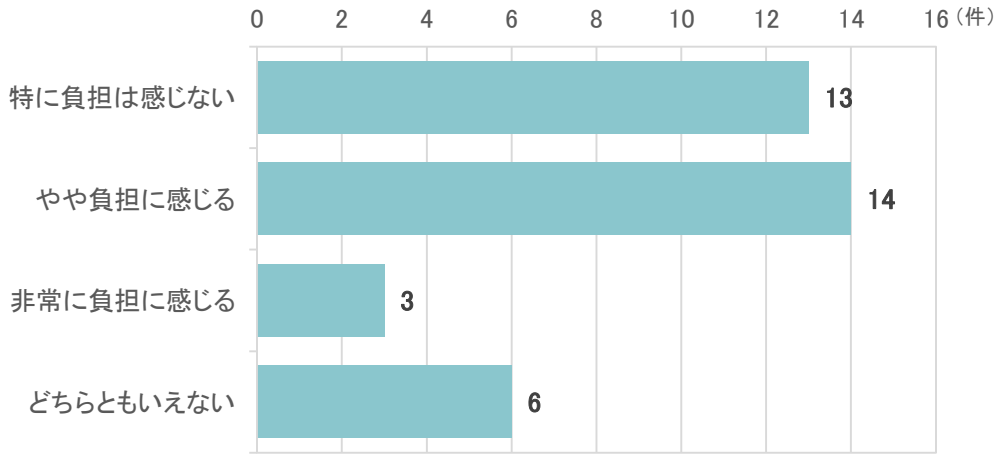
※ 高知県は全体の業務に関わる担当者数(常勤及び臨時)

※ 鹿児島県の交付事務は、各出先機関の担当者を含む

地方公共団体の事務負担の感じ方

- やや負担に感じるとしている自治体が最も多い。
- 負担に感じる要因としては、業務量の多さや担当者の少なさ、問い合わせや書類確認で時間を要することなどが挙げられる。
- 一方、対応マニュアルを作成したり、担当以外の職員でも対応出来るよう課内研修を実施する等、負担軽減の工夫も挙げられた。

■ 交付事務に係る負担の感じ方 (N=36)



主な負担軽減のために工夫している点

- 窓口対応業務を班内で分担している。
- 交付マニュアルを作成している。
- 当初は県窓口のみであったが、協力を得て市町でも受付・交付手続きを実施してる。
- 申請書を送付する際、添付書類説明書を添付し、不備がないように促している。
- 担当以外の職員でも対応できるよう課内研修を実施している
- 担当者不在時にも対応できるよう、班内複数職員で情報共有している。

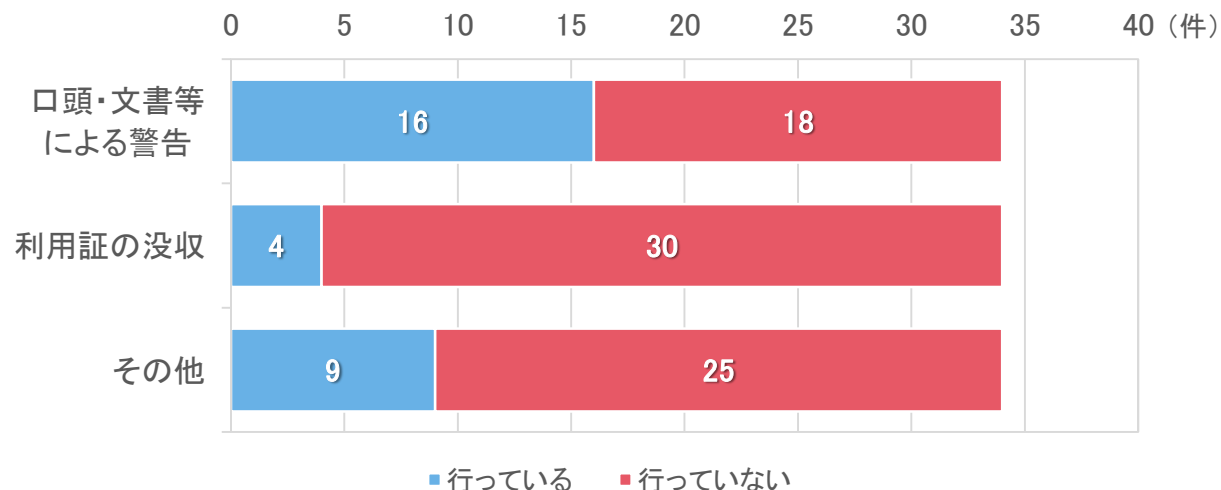
■ 負担を感じる主な理由

- 窓口対応業務が発生するため。
- 制度運用方法の徹底や件数集計等の事務が繁雑に感じるため。
- 業務量が非常に多いが、予算上、満足に人を配置することが困難であるため。
- 添付書類の不備がある場合、申請者に連絡を取るのに手間がかかるため。
- 郵送申請で必要事項の記載漏れが多かったり、診断書の記載漏れに対して医療機関への問い合わせが必要となったりするため。
- 個別の問い合わせ対応に時間を要するため。
- 交付件数が大幅に増加しているため。
- 交付申請者の来訪が重なった際に対応が困難となることがあるため。
- 紛失による再発行の場合、過去の申請状況を確認するのに時間がかかるため。
- 問い合わせの電話対応、申請受付時の来客対応、発送の処理等、対応にかなりの時間を要するため。
- 県民に対する制度説明に時間がかかるため。

利用証の不正利用等への対応

- 利用証の没収といった厳しい対応事例は少ないが、地方公共団体のうち約7割は不正利用等への何かしらの対応を実施している。
- 施設管理者に対応を任せるという回答も見受けられた。

■利用証の貸与等の不正利用への対応(N=34)



口頭・文書等による警告	利用証の没収	その他	件数
○	○	×	3件
○	×	○	2件
○	×	×	11件
×	×	○	7件
×	×	×	11件

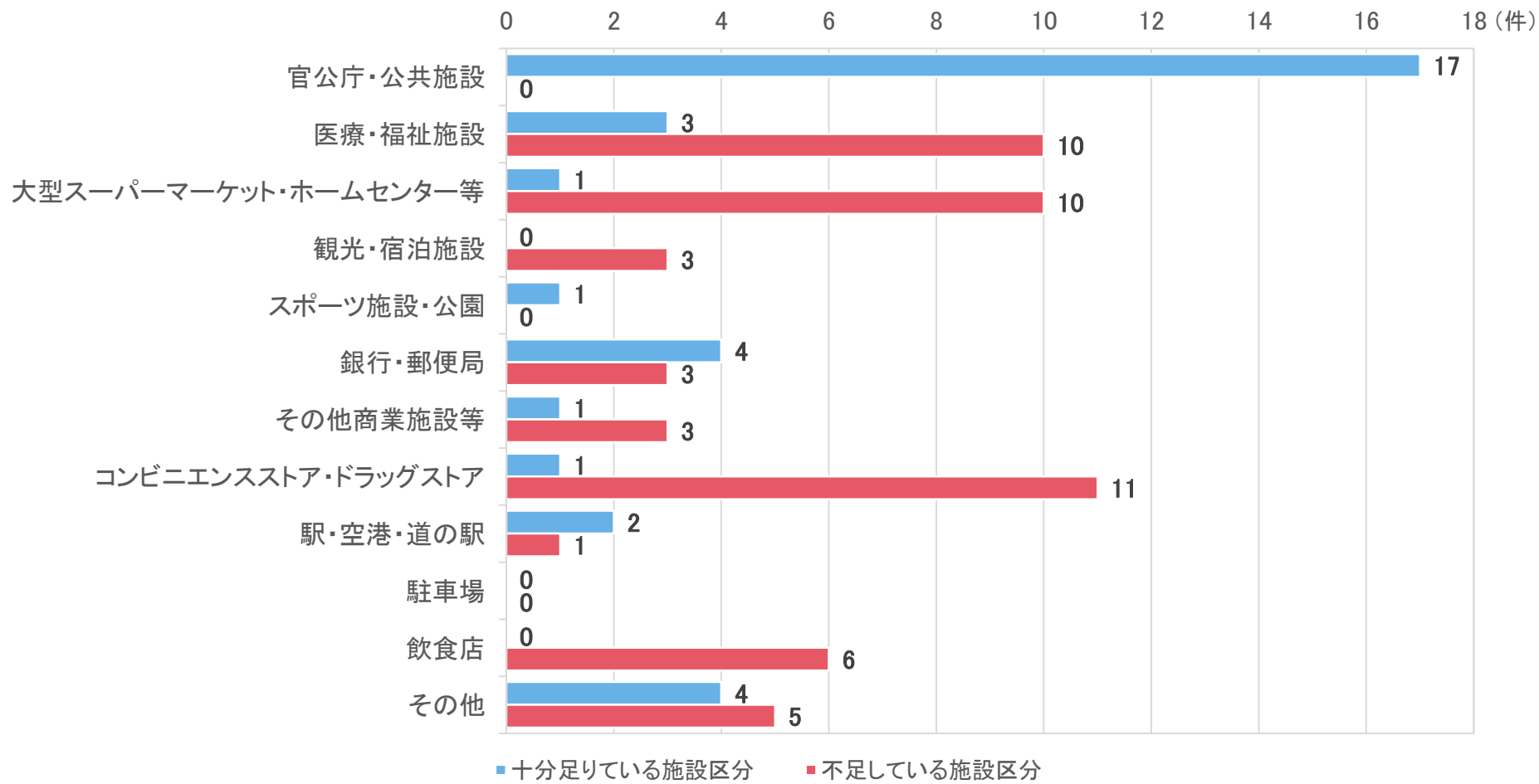
■その他の回答の具体的な内容

- 各施設に対応を一任している。
- 駐車施設管理者に、案内表示の設置、利用証の提示のない車に対する指導、制度の周知をお願いしている。
- 相談があれば、電話での確認などを行っている。
- 申請時に貸与等はできない旨の説明及びチラシを配付している。
- 要件非該当者の駐車区画利用については、駐車区画登録施設に協力をお願いしている。
- 利用証のデザインを変更し、利用期限の文字を大きくするとともに、使用上のルールを記載することとした。
- 利用証交付時にチラシを手渡し説明している。

障害者等用駐車場の駐車区画数の過不足

- 「官公庁・公共施設」は十分足りていると認識する地方公共団体が多いが、それ以外の施設区分については不足していると認識する地方公共団体が多い。
- 特に、商業施設における不足を認識する地方公共団体が多い。

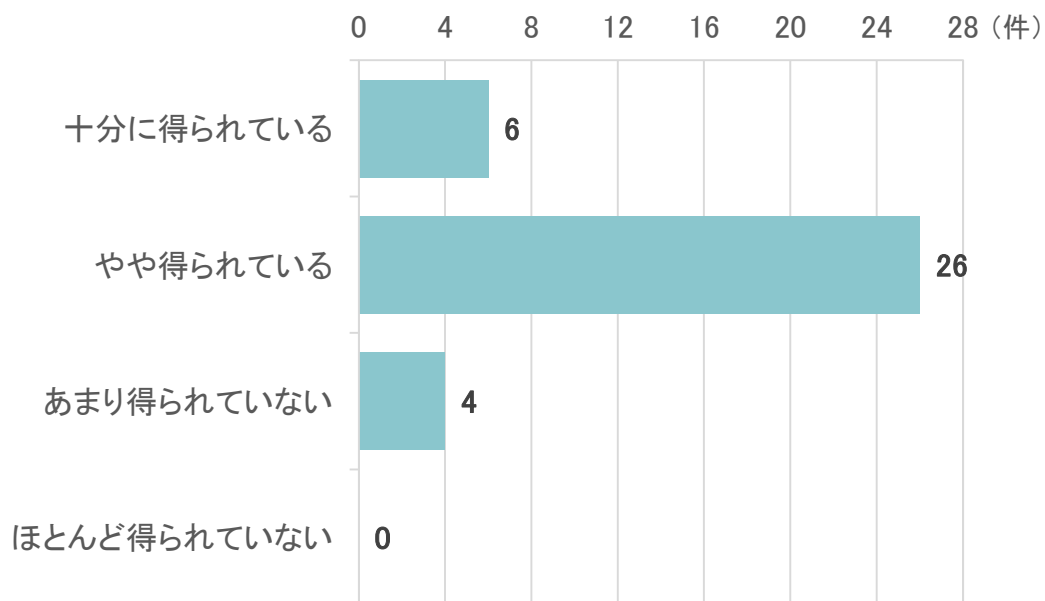
■障害者等用駐車場の駐車区画数の過不足に対する地方公共団体の認識 (N=36)



対象施設の協力状況

- 駐車区画数確保のための対象施設の協力については、多くの地方公共団体が「十分に得られている」、「やや得られている」と考えている。

■ 駐車区画数確保のための対象施設の協力に対する認識 (N=36)



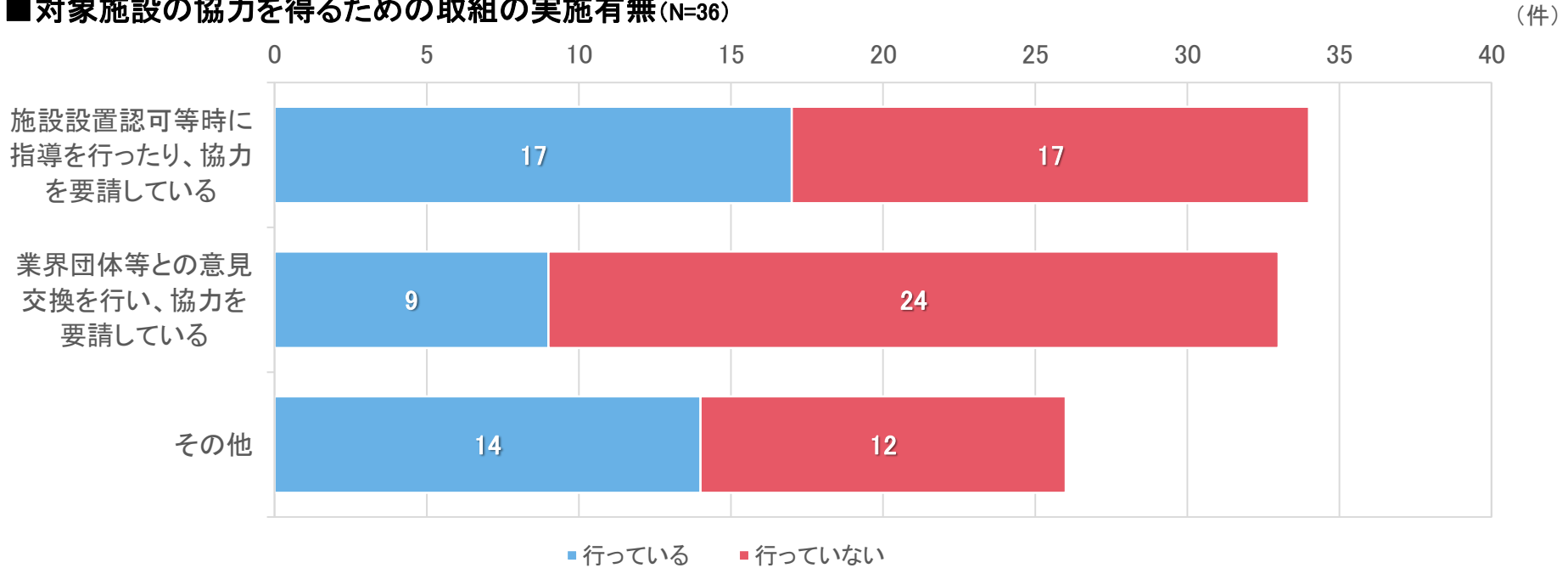
■ 協力が得られないと考えられる主な理由

- 施設にとってはメリットよりもデメリットの方が上回ると考えられているのではないかな。
- 制度自体の認知不足や、同業他社の動向を様子見しているものと思われる。
- 駐車区画が少ない施設が多いため。
- 施設が駐車場の管理を委託しており、施設だけでは判断しかねる場合があるため。
- 施設への協力依頼を十分に行うことができていないため。
- 注意喚起を行うことで客離れやトラブルの原因となることが考えられるため。

施設の協力を得るための取組について

- 施設設置認可時に指導を行ったり、協力を要請したりするなど、ほとんどの地方公共団体では何かしらの取組が行われている。

■ 対象施設の協力を得るための取組の実施有無 (N=36)



施設設置認可等時に指導を行ったり、協力を要請している	業界団体等との意見交換を行い、協力を要請している	その他	件数
○	○	×	5件
○	×	○	2件
○	×	×	10件
×	○	○	1件
×	○	×	3件
×	×	○	11件
×	×	×	4件

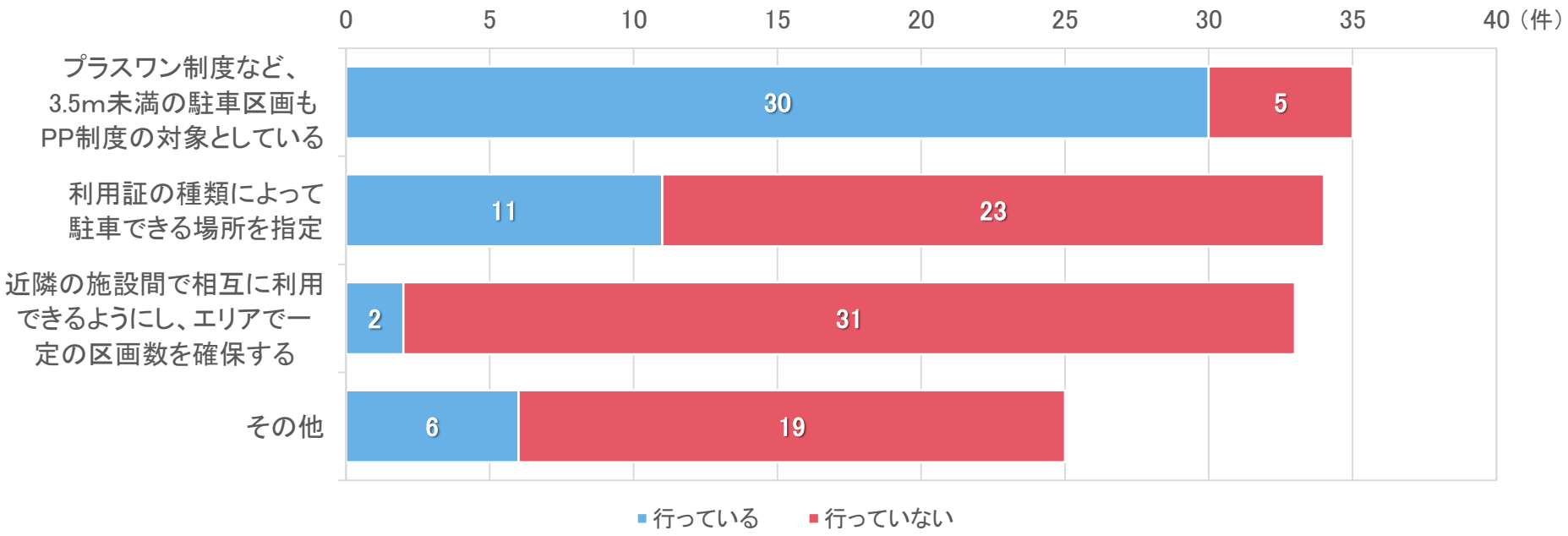
「その他」の取組を行っている と回答した地方公共団体の取組内容

- 施設設置認可時などにマニュアルを配布し、協力を要請。
- 対象施設をリストアップし、個別に文書等で協力を依頼。
- インターネット等に新設情報が掲載された施設や、他県において協力実績がある施設に対して、個別に電話をしたり文書を発出するなどして依頼。
- 企業等が集まる会議において、登録依頼の実施。
- 県内に多数の店舗を有する大手企業を中心に、個別に連絡の上、直接訪問して依頼を実施。
- 県内の商工会連合会及び商工会議所連合会を通して、各会の広報誌へ事業者向け協力依頼記事の掲載を依頼。
- ホームページや広報媒体、チラシ、ポスター等を用いた周知を実施。
- 包括連携協定締結先への依頼の実施。

駐車区画数確保のための取組について

● プラスワン制度などの取組を行う地方公共団体が多い。

■ 駐車区画数確保のための取組の実施有無 (N=36)



プラスワン制度など3.5m未満の駐車区画もPP制度の対象としている	利用証の種類によって駐車できる場所を指定	近隣の施設間で相互に利用できるようにし、エリアで一定の区画数を確保する	その他	件数
○	○	○	×	2件
○	○	×	○	2件
○	○	×	×	6件
○	×	×	○	3件
○	×	×	×	17件
×	○	×	×	1件
×	×	×	○	1件
×	×	×	×	4件

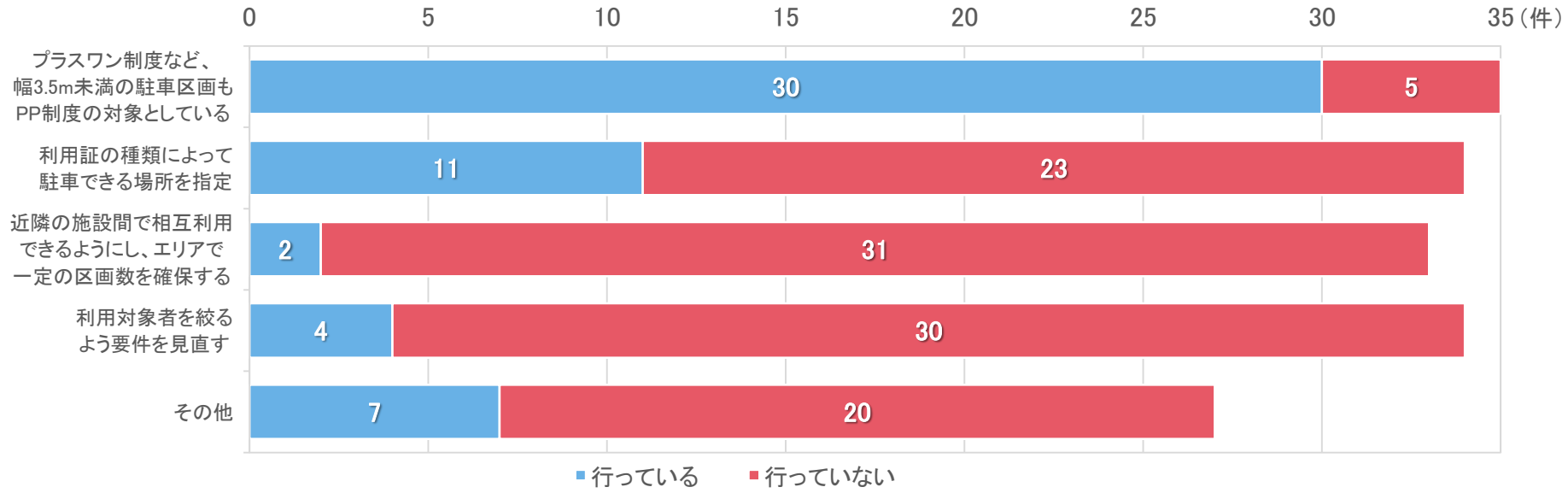
「その他」の取組を行っているとは回答した地方公共団体の取組内容

- 定期的に通知を発出するなど、登録を依頼。
- 企業等が集まる会議において、登録依頼の実施。
- 「思いやり駐車場」未登録施設に対する登録依頼の実施。
- 施設管理者に対する「ダブルスペース」の取組の紹介。
- ホームページや広報媒体、チラシ、ポスター等を用いた周知を実施。
- プラスワン区画(ゆずりあい駐車区画)を表示するコーンカバーの送付。

3.5m以上の区画問題解消のための取組について

● 幅3.5m未満の駐車区画もPP制度の対象としている地方公共団体が多い。

■ 真に3.5m以上の区画を必要とする利用者が利用できない問題解消のための取組の実施有無 (N=36)



プラスワン制度など幅3.5m未満の駐車区画もPP制度の対象としている	利用証の種類によって駐車できる場所を指定	近隣の施設間で相互利用できるようにし、エリアで一定の区画数を確保する	利用対象者を絞るよう要件を見直す	その他	件数
○	○	○	○	×	1件
○	○	○	×	×	1件
○	○	×	×	○	1件
○	○	×	×	×	7件
○	×	×	○	×	3件
○	×	×	×	○	4件
○	×	×	×	×	13件
×	○	×	×	×	1件
×	×	×	×	○	2件
×	×	×	×	×	3件

3.5m以上の区画問題解消のための取組について

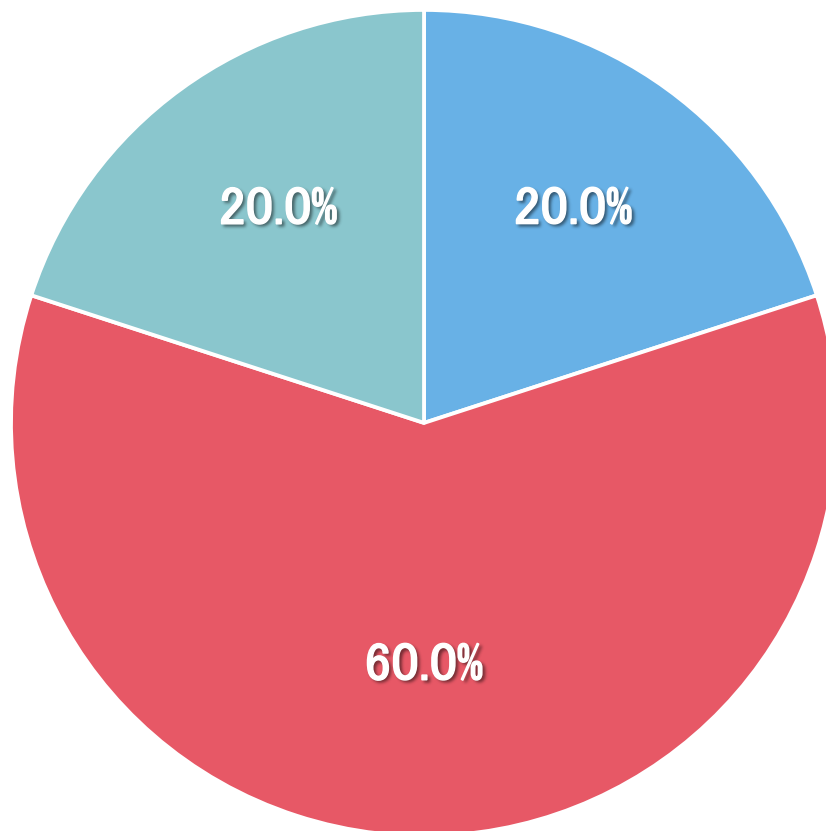
「その他」の取組を行っているとは回答した地方公共団体の取組内容

- 身障者等用駐車場の啓発。
- 妊産婦など軽度歩行困難者への利用証の交付の厳格化。
- プラスワン区画(ゆずりあい駐車区画)を表示するコーンカバーの送付。
- ホームページや広報媒体、チラシ、ポスター等を用いた周知活動。
- 利用証交付時に、車椅子使用者以外はなるべく幅3.5m未満の区画を利用するよう依頼。
- 利用証交付者自身が運転しているかどうかを確認し、自身が運転しない場合などは区画をできるだけ乗降のみに利用し、譲りあって利用するよう注意喚起。

パーキングパーミット制度の導入予定について

- パーキングパーミット制度未導入の地方公共団体のうち、半数以上は現時点で導入する予定はないと回答。
- 一方で導入予定、検討中と回答した地方公共団体も半数弱を占めた。

■ パーキングパーミット制度の導入の意向 (N=10)

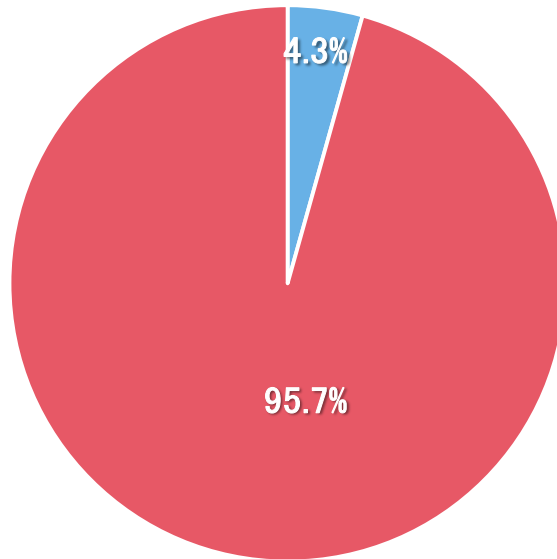


■ 導入する予定である ■ 導入する予定はない ■ 検討中であり、どちらともいえない

障害者等用駐車区画の不適正利用に対する苦情や要望

- 不適正利用に対する苦情や要望は、ほとんどの地方公共団体が受けている。
- 苦情の内容は、不適正利用に関するもの、不適正利用の疑いに関するもの、駐車区画の不足など多岐にわたる。

■ 不適正利用に対する苦情や要望 (N=46)



- 苦情や要望は受けていない
- 苦情や要望を受けている

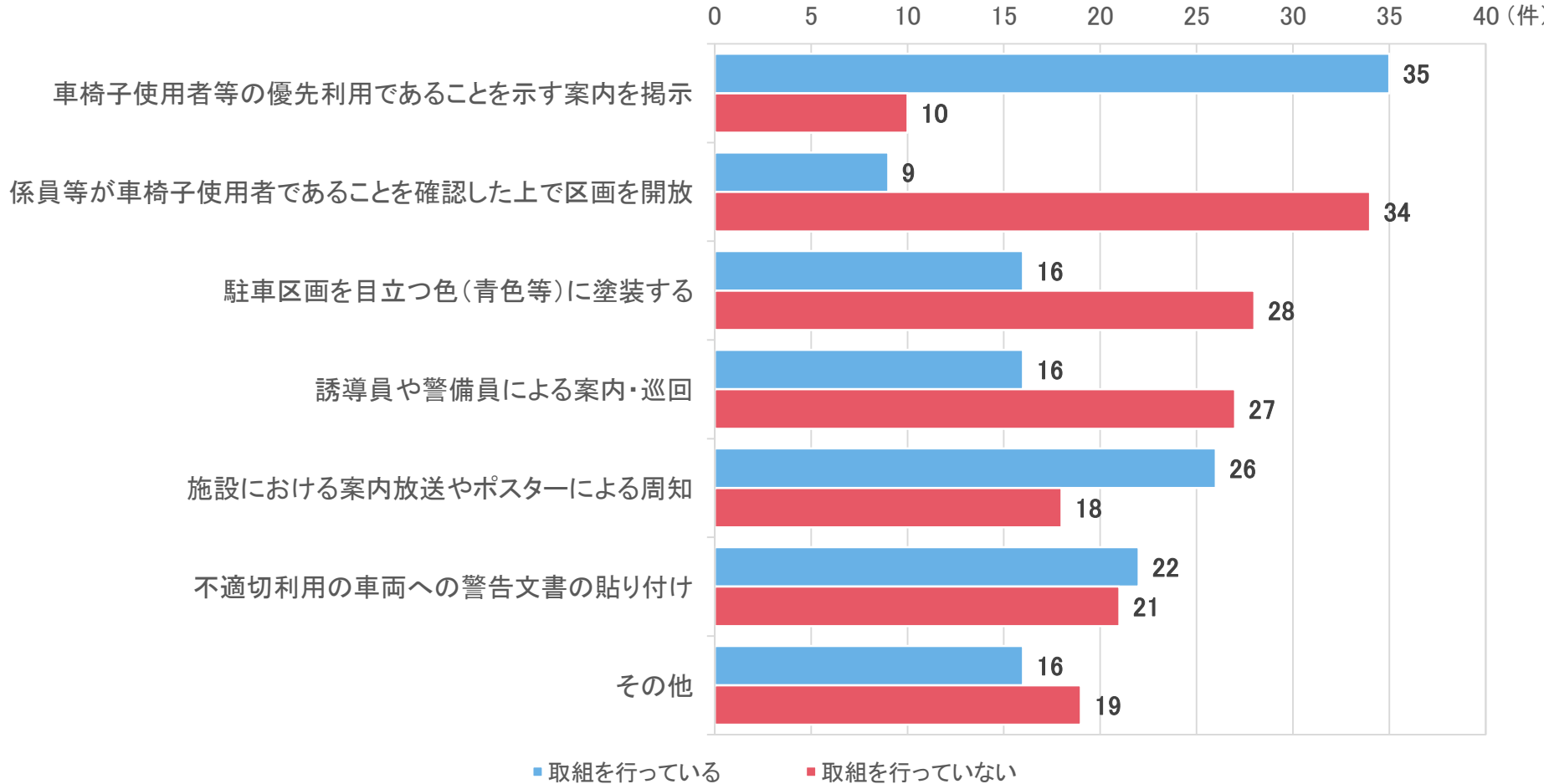
■ 苦情や要望の主な内容

- 対象区画に利用証の掲示がない車両が駐車しており、対象区画を利用できない。
- 健常者と思われる人が利用証を掲示のうえ駐車しているとして、罰則を設けるなど制度の運用強化を求められた。表示や設置物の不備、老朽化。
- 車椅子を利用しているので幅の広いスペースを利用したいが、健常者や幅が狭い駐車場でも問題のない利用者が利用しており使えない。
- 内部障害等で、外見上は障害等の有無がわからないため、疑うような発言をされた。
- 身体障害者駐車区画に他の障害者、妊産婦が駐車できる事に関して不必要であるとの苦情や意見。
- 健常者が駐車区画を利用していることについて、行政から厳しく指導をしてほしい。
- 期限切れの利用証の不正利用があったとの苦情があった。
- 不適正利用の取り締りを徹底してもらいたい、期限切れの利用証の回収を徹底してもらいたい。
- 協力施設数を増加させてほしい。

障害者等用駐車区画の不適正利用防止の取組

● 不適正利用防止の取組としては、「優先利用を示す案内の掲示」や「案内放送やポスターによる周知」が多い。

■ 不適正利用防止の取組の実施有無 (N=36)



障害者等用駐車区画の不適正利用防止の取組

「その他」の取組を行っているとは回答した地方公共団体の取組内容

- 不適正利用防止と制度の普及・啓発を兼ね、制度導入施設と協力し、県職員などが不定期で実態調査及びビラ配布を実施。
- 年2回程度、不適正利用の苦情が多い施設で啓発キャンペーンを実施。
- ラジオ・テレビ・広報誌などを活用した広報の実施。
- 障害者週間(毎年12月3日～9日)に併せた適正利用啓発キャンペーンの実施。
- 11月1日から12月9日を障害者用駐車場マナーアップキャンペーン期間とし、集中的に広報を実施。
- プラスワン区画(ゆずりあい駐車区画)を表示するコーンカバーの送付。
- 適正利用の取組に努めるよう、施設管理者との間で協定を締結。
- 不適切利用車両に対する啓発チラシの掲示。
- 対象施設に苦情の内容を通知し、適正利用が行われるよう協力を依頼。
- 施設利用者に対する声かけ。

不適正利用に対する罰則の導入

- 罰則を導入している地方公共団体はなく、罰則を導入しない理由としては、本制度がマナーづくりを図るものであることが多く挙げられた。

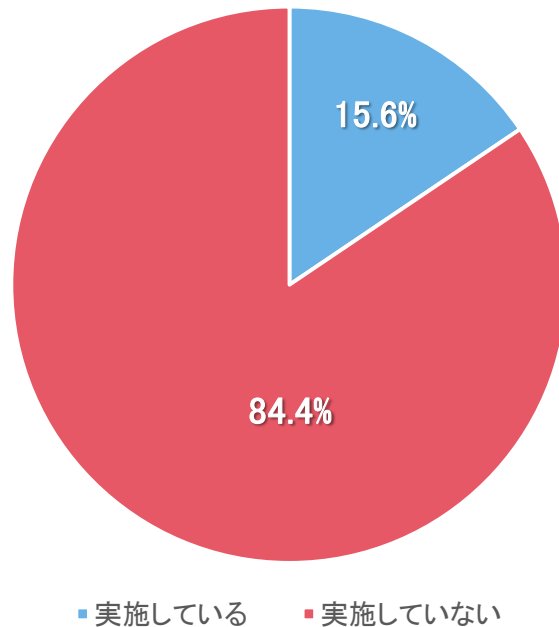
■ 罰則を導入しない主な理由

- 罰則を設けることは、社会における他の行為や他法令とのバランス、取り締まりの実効性の問題から馴染まない。
- あくまで、駐車施設管理者の協力による制度のため。
- 一律に不適正な利用と判断することが困難である。
- 当日体調不良な者も利用対象となることなどから、罰則の導入には適さない。
- PP制度や利用者を限定する条例等を定めておらず、罰則の導入まで検討に至っていない。
- 法律や条令に定められた制度ではなく、強制力を持たせることが難しいため。
- 公的な制度ではあるが、任意の取組のため。
- 利用証を取得しない対象者も多く、まずは啓発に力をいれているため。
- 適正利用に向けてマナーづくりを図ることが目的であるため、罰則を課すことまでは考えていない。
- 民間施設が多く含まれるため。
- 違反取締りの体制作り等、多くの課題があり、罰則の実効性が見出せないため。
- 監視体制を整備することが難しいため。

パーキングパーミット制度によらない独自の取組の実施

- 独自の取組を行っている地方公共団体は少ないが、啓発キャンペーンの実施やチラシ配布等の広報活動に効果を認められたとの回答が複数あった。

■独自の障害者等用駐車区画確保策の実施有無 (N=46)



■独自の取組で効果のあった主な取組

- 商業施設などでの適正利用啓発キャンペーン。
- 小学生を対象とした車いす体験会。
- イベント等におけるチラシ配布。
- 県広報誌への掲載。
- パーキングエリアでのリーフレット配布。
- 地域包括補助金による青色塗装の補助。
- 適正利用に向けたガイドラインの作成。

■PP制度と独自の取組の組み合わせで効果のあった取組

- NPOと連携した「車いす駐車場とめませんキャンペーン」の実施。

今後のヒアリングの方針

- 都道府県向けアンケート調査結果を踏まえ、事例集の作成に向けて以下のようにヒアリングを進めていく予定とします。

■ヒアリング対象の選定

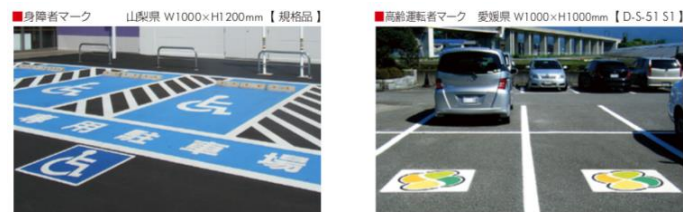
- 事例内容の確認が必要な地方公共団体に対するヒアリング
 - 事務負担軽減の具体的な工夫点を挙げた地方公共団体に対する深掘り調査
 - 利用証の不正利用防止に対する具体的な内容の確認
- パーキングパーミット制度によらない独自の取組を行っている地方公共団体に対するヒアリング
 - 啓発活動の内容や、その効果についての確認
- その他
 - アンケート結果だけではヒアリング選定のための情報としては不足しているので、施設管理者等が取り組んでいる事例等をピックアップし、その取組の内容の詳細や、取組の経緯、取組による効果及び課題を把握

例) 路面表示の内容や表示による効果について

導入事例、導入による効果など

例) 障害当事者と連携した商業施設の取組事例

不適正利用防止のため、障害当事者からの提案を受け入れて新たな試みを実施した商業施設の取組事例



写真：路面シートメーカーホームページより

■ヒアリング実施時期

2月12日～2月28日を目途に実施し取りまとめ